

三豊市監査委員告示第1号

令和元年度定例監査結果報告書(第1回)に基づき措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月18日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 為広 員史

三 総 総 第 7 1 1 号
令 和 2 年 2 月 5 日

三豊市監査委員 片 桐 正 文 様
三豊市監査委員 為 広 員 史 様

三 豊 市 長 山下 昭史

三豊市教育委員会教育長 三好 覚

監査の結果に関する報告に基づく措置について

令和元年度定例監査結果報告書（第1回）に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	市民環境部 人権課	<p>・職員の出張旅費の適正な支出について</p> <p>職員の旅費支給については、「三豊市職員等の旅費に関する条例」により事務処理することとなるが、職員の出張旅費において正規の旅費を支給していないケースがあった。公務として出張依頼した場合においては、例規に従った適正な旅費の支出をすること。</p>	<p>出張を伴う研修の実施については、計画の段階から予算執行計画に基づき、参加者数を設定するよう周知徹底するとともに、出張伺いの際には旅費の根拠となる資料を添付の上、精査を徹底するよう指導しつつ、適正な旅費の支給を行っていく。</p> <p>なお、今回の旅費の不足分については、3月補正で対応し支給する予定である。</p>
個別事項	教育委員会 事務局 学校教育課	<p>・適切な出張命令権者による出張命令について</p> <p>幼稚園職員の出張については、「三豊市立幼稚園の管理運営に関する規則」及び「三豊市教育委員会職務権限規程」により命令することとなるが、適切な出張命令権者による命令がなされていないものがあった。規則等に従った命令を行うこと。</p>	<p>ご指摘のとおり「三豊市立幼稚園の管理運営に関する規則」等関連規程どおりに執行されていなかった事実を真摯に受け止め、今後はこれらに基づき、適切な出張命令権者による命令を行っていく。</p>
共通事項	会計課	<p>・現金取扱員の届出について</p> <p>現金取扱員に異動があったときは「三豊市出納員規則」の規定に基づき、「領収印使用開始・廃止届出書(様式第1号の2)」により会計管理者に届け出なければならない。しかし、年度途中の異動について一部届出がなされていない部署があった。規則に基づいた適正な事務処理を実施すること。</p>	<p>4月1日付の人事異動に伴う出納員・現金取扱員の異動については、毎年年度末に周知し、届出書の提出を依頼しているところである。その際に、年度途中に変更があった場合も、随時届け出るよう依頼しているが、徹底できていない状況である。</p> <p>今後は、年度末の周知に加え、年2回程度、定期的に周知し、届出漏れを防止していく。</p>

区分	調査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
共通事項	総務部 管財課	<p>・行政財産使用料の調定期間について</p> <p>調定は、歳入を収入しようとする場合の内容や金額を決定する行為であり、歳入を収納する前提要件である。行政財産使用料等、年間を一括して調定する場合は、年度当初に行うことが通例である。しかし、自動販売機設置に伴う使用料において、一部、未調定の部署があった。今後は適正な時期に事務処理を実施すること。 (過去の定例監査においても指摘済)</p>	<p>調定行為は原因が発生した時点で行うこととされており、年間を通じた使用が確定している場合は、ご指摘のとおり年度当初に行う必要がある。そのことは自動販売機使用料においても同様である。</p> <p>ご指摘の事項については、適正な時期の調定行為について職員に周知徹底していく。</p>
共通事項	総務部 管財課	<p>・随意契約における手続について</p> <p>地方自治法施行令では、随意契約が可能なもののうち、障害者支援施設等で製作された物品の買入れやシルバー人材センター等が行う事業にかかる役務の提供を受ける契約をするとき、及び地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる契約をするときは、「三豊市契約規則」で定めた手続によることとされているが、所定の手続がなされていなかった。</p> <p>また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第7条第2項に定められている公共工事において、随意契約を行った場合の公表事項が公表されていなかった。</p> <p>法令、規則に基づき適正な事務処理を実施すること。</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に定める随意契約(シルバー人材センター、障害者支援施設等との随意契約)に関し、三豊市契約規則第25条第4項の規定に基づき公表するよう改善する。</p> <p>また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第2項の規定により、公共工事の予定価格が250万円以上の随意契約において、その契約内容の公表についても法令を順守するよう改善する。</p>